

(9) 南アフリカ沖のアグリヤス海流と渦も写真のよう[Nimbus II]で明示される。

(宇田道隆)

5 FAO水産海洋情報

FAO水産委員会の「漁業関係国際機関への協力開発小委員会」第1回会議報告

出所：A.E.J.Went & H.Tambs-Lyche (FAO): ICES 1967 総会報告

(この小委員会は1967年1月25～28日ローマ会合)

中央南東大西洋（ジブラルタル～喜望峰岬）の漁業資源の合理的利用を論じ、その前にACMRRからの勧告が出された。FAOの西阿地域漁業理事会は法令的な理由では働いていないし、ICESの活動は現在関係水域の最北部（ジブラルタル～ヴエルデ岬）に限定された。そしてこの小委員会はFAOの保護をうけてある本水域の問題を処理する国際機構を設立するのが緊急の必要と感じた。この機構には必然的に沿岸諸国と諸水域の漁業国とを包含することになるだろう。FAO本部では次の水産委員会に提案、検討する。小委員会ではさらに国際間の調整、協力の方法を論じた。FAO、ICNAF、ICESは統計の収集、公刊のための共同の努力と協力の形が非常な関心をもって記録され、世界の他の部分に考慮を勧奨、南西大西洋（CARPAS 水域）の水産資源の合理的利用さらに南東太平洋、アフリカ内水面のそれらを包含した議論が行なわれ、国連メンバーであるが、FAOのメンバー国でない国に開放された特定海域の基盤上に立つ地域漁業団体の創設を許す措置を加える考え方でFAO憲章の適当な修正を勧告した。現在ではこのような地域理事会はFAO憲章第6節の下に設けられ、その領海が当該水域に全部または一部あるすべてのメンバー国に開放されている。

FAO水産委員会(COFI)の第2回総会報告(1967年4月24～29日、ローマ)

(Hans Tambs-Lycheによる、ICES, 1967年総会報告より)

議長A.W.H.Needler博士(カナダ)で30メンバー国中27カ国出席。それには12国際漁業関係機関より出席。総裁の招待でW.M.Chapman博士が「海洋使用管理の現状」を講演。国連の「海洋の資源」決議の考慮のための明白且つ有用な背景となる知見を与えた。国際協力の適切な機構を得る問題に包含せられた原則に関し委員会で広汎な論争があった。FAO計画委員会、FAO審議会、ACMRR、協力小委員会はすべて海洋漁業問題の特殊性質をみとめ、地域漁業団体は一海区の漁業に関連して構成せられ、関係水域に顕著な漁業利害をもつすべての国に公開されたメンバーをもつ。このことはこれまで陸上基地の地域観念上にのみ立つ諮問的調整的機能をもつ地域団体にこれまで役立ってきたFAO憲章第VI章第1節を次の点を考えて改変する必要がある。
a) 海区に関連する地域の定義
b) メンバーシップは沿岸諸国に、その水域の漁業に利害関係をもち、喜んで協力しようとするFAOの他のメンバー、
c) 審議会で許されたある資格をもつ非FAOメンバー国にもメンバーシップを与える、
d) メンバーとなったFAO非メンバー国は地域団体の費用を分担すべきである。
上記を多数国は承認したが少数国(チリ、ペルー、エクワドル)は保留。

本委員会は中央及び南東大西洋の漁業資源の合理的利用を考察した。西阿地域漁業理事会は内陸漁業を除外するが、アフリカ諸国のはかに当水域内で漁をしましたは研究を行なう国々を招待すべきことを勧告した。F A O 総裁が時々西阿諸国代表を招集し、合同問題を論ずることになった。南東大西洋に関して、本委員会は、大西洋マグロ保存条約の下でできたものと同様、南東大西洋の漁業団体に条約草案を準備するよう事務局に要請した。本委員会は南西大西洋 F A O 地域漁業諮問委員会(CARPAS)の憲章変改を理事会に勧告し、ボリビア、パラグワイをメンバー国になり得るよう、そして合同企画をとり上げ CARPAS 統計域で操業するすべての国の活発な協力を得るようにした。

インド洋に関しては、本委員会(南極水域は除いて)インド洋単一の漁業団体が F A O 憲章 VI - I の下に設立さるべきこと、補助的団体をして特殊問題につき分区を取扱う権限をもたせるようにした。南東太平洋を取扱う漁業団体の設立勧告はできなかつた。本委員会は海洋天然資源開発の国連決議を議論し、国連諸機関の活動を知らされた。決議により求められた全面調査に備えて漁業面を考え入れるよう充分に協力する決心をした。A. W. H. Needler 博士を指名し、事務総長専門家グループ代表とし、協力小委員会の勧告を必要と考えたとき得る権限を与えた。

1969年“世界水産会議”を開くことが話題になった。特に水産教育訓練、漁業管理の経済面、水産資源の世界的評価と海洋汚染が議論された。新しく水産教育訓練小委員会の新設、漁業関係国際機関の協力開発小委員会を求めた。

北東大西洋漁業理事会(NEAFC)報告(1967年5月8-12日)

I C E S 特別関心事項は次の通りである。

- 1) 國際的管理のため“資源保存規制の合同強行”計画と、監視員守則を可決し、1969年1月1日から実施することとした。参加国は1968年3月1日までに各国の監視プランを本部へ通告を要請せられた。ポーランド、スエーデン、ソ連は網目測定法などに関し保留した。NEAFC 水域の国際的監視が上記の日付から実施される。
- 2) 南部北海のニシン資源保存のためとられる連絡委員会報告を考察、さらに北海全体のニシンの調査を継続拡大する必要を強調、もっと稚仔調査、漁獲量と努力の統計、国際標識放流(ブレーデン漁場)、種族分析用魚体調査に力を入れることになった。中央北海でニシン資源に影響する因子を識別する研究計画を立てることが求められた。
- 3) アイスランド代表は、アイスランド北東岸沖の一海区で2年間毎年6ヶ月トロール禁漁をタラ資源回復(補充改善)のため提案したが、直ぐ可決されず、作業委員会(西独、アイスランド、ノルエー、英、ソ)で検討することになった。これには科学者と行政官両方を入れ、I C E S 代表も加えて会議し、次回に報告する。
- 4) I C E S 水域内の hake の漁獲減衰を心配し、数カ国の研究報告があったが、今のところ特別の手段はとらず、漁獲努力等の統計、漁獲物の魚体と年令組成などの知見をできるだけよくすることになった。

(宇田道隆)